



神奈川県

地域主権実現のための基本方針  
点検報告書

平成23年3月

## 地域主権実現のための基本方針の概要

### I めざすべき地域主権型社会のすがた

「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」という社会



### II 地域主権実現に向けた取組方針

- 1 県民主体の県政の推進
- 2 基礎自治体である市町村の行政権能、財政基盤の強化に向けた支援
- 3 広域自治体としての県の機能の純化・強化
- 4 将来の広域自治体のあり方に関する議論を踏まえた取組み



### III 取組施策

- ① 県民との対話の推進
- ② NPOなどとの協働の推進
- ③ 市町村との連携の強化
- ④ 自主的な市町村合併の推進等に向けた取組み
- ⑤ 市町村への権限移譲の推進と関与等の廃止・縮減
- ⑥ 国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減
- ⑦ 国の政策立案等に関する県の参画の推進
- ⑧ 税財源の移譲実現に向けた取組み
- ⑨ 課税自主権を活用した取組み
- ⑩ 自治基本条例等の制定に向けた取組み
- ⑪ 県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化
- ⑫ 真の地方分権改革のための道州制をめざした取組み

## I 基本方針の点検について

### ■点検趣旨

本県では、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」地域主権型社会の実現に向けて、2007（平成19）年7月に、2010（平成22）年度末までの4年間を期間とする「地域主権実現のための基本方針」を策定しました。

この基本方針では、めざすべき地域主権型社会のすがたを見据え、その実現に向けて県の役割を着実に果たしていくため、4つの取組方針と12の取組施策を定めています。

本年度は、この基本方針における取組期間の最終年度となることから、これまでの取組みの点検を行うこととしました。

### ■点検方法

各取組施策の「これまでの主な成果」と「今後の取組方向」について、毎年度公表している「地域主権実現のための基本方針 進行管理台帳」等を基に整理しました。

## Ⅱ 取組施策ごとの状況

### **取組施策 1** 県民との対話の推進

県民と知事が意見交換する機会を設けるとともに、県民の意見を県政に役立てる仕組みを充実するなど、県政への県民参加をより一層推進します。

また、情報公開制度を適切に運用するとともに、県が保有する情報を積極的に公表・提供し、県民との情報の共有化を図ります。

#### **■これまでの主な成果**

- 「知事と語ろう！神奈川県ふれあいミーティング」を毎年度開催。
- 県民の現地現場感覚にあふれた政策提案を募集し、事業化を図る「県民からの政策提案制度」を2007（平成19）年7月に創設。
- 県政に関する主要な情報の公表、県民の求めに応じた情報提供など、情報の提供に関する施策を拡充し、情報公開の総合的な推進を図るため、「神奈川県情報公開条例」を2010（平成22）年3月に改正。
- 情報化の進展に対応するため、インターネットを利用した情報公開請求手続を2008（平成20）年10月に導入。

#### **■今後の取組方向**

- 県民主体の県政の確立に向けて、県政への県民参加を一層推進。

## **取組施策 2** NPOなどとの協働の推進

多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に応え、活力ある地域社会づくりを進めるために、県民、NPO、企業などとの協働・連携を一層推進するとともに、互いのネットワークの構築に向けた取組みを進めます。

また、NPOやボランティアなど、地域課題の解決や地域活性化の活動に取り組む人材の育成を図ります。

### **■これまでの主な成果**

- 医療通訳派遣システム構築事業などの協働事業を実施したほか、ボランティア活動への補助や表彰を実施。
- 県が地域の課題と認識している事項について、NPO等との協働により解決を図るため、県からNPO等への提案に基づき、地域福祉コーディネーター育成推進事業などの協働事業を実施。
- NPO等が他のNPOや地域関係者等と連携し、そのネットワークを通じて、地域課題の解決に取り組む事業に対する支援を実施。
- 2006（平成18）年度からの試行結果を踏まえ、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む人材の育成を図る「かながわコミュニティカレッジ」を2009（平成21）年4月に本格開設。
- 地域課題のより効果的な解決を図るため、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」（「県民パートナーシップ条例」を改称）を2010（平成22）年3月に制定。

### **■今後の取組方向**

- より質の高い行政サービスの提供に向けて、NPO、企業等の多様な主体との協働・連携<sup>1</sup>を一層推進。

<sup>1</sup> 多様な主体との協働・連携

神奈川県自治基本条例では、その前文において、公共的な課題への対応については、市町村や県による解決の前に、県民相互の助け合いや、NPO、企業等の民間の団体が主体的に行う公共的な活動（民間公共活動）による解決が望まれるという「補完性の原理」に基づく自治のあり方について述べています。また、第23条第2項において、県は、より質の高い行政サービスを県民に提供するために、必要に応じ、適切な役割分担の下に、民間公共活動と連携協力することを定めています。

### **取組施策 3 市町村との連携の強化**

自治体のトップ同士が率直な意見交換を行う市長会議、町村長会議、県・横浜・川崎三首長懇談会<sup>1</sup>、地域別首長懇談会をはじめ、県・市町村間行財政システム改革推進協議会や各事業分野における様々な取組みを通じて市町村との連携強化を図り、一層の協力・信頼関係を築きます。

#### **■これまでの主な成果**

- 市長会議及び町村長会議において「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」や「神奈川県自治基本条例」、「市町村の広域連携の推進」などについて意見交換。
- 県内の地方団体相互間の連携を密にし、地方分権改革などを強力に推進するため、「神奈川県地方分権改革推進会議<sup>2</sup>」を2008（平成20）年2月に設置し、国への提言や緊急要望を実施。
- 市町村に関わる県の政策のうち、特に重要な政策について県と市町村が協議する「県と市町村との協議体制」を神奈川県自治基本条例に基づき整備し、2010（平成22）年10月に整備後初めてとなる県と市町村との協議を実施。
- 県・市町村間行財政システム改革推進協議会において、市町村への権限移譲や市町村の広域連携の推進について協議を実施。

#### **■今後の取組方向**

- 地域の課題の共有化や円滑な事務移譲などに向けて、市町村との連携を一層強化。

<sup>1</sup> 県・横浜・川崎三首長懇談会

2010（平成22）年4月から新たに政令指定都市となった相模原市を加え、「県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」になりました。

<sup>2</sup> 神奈川県地方分権改革推進会議

全国レベルの地方六団体の県内版組織として、政令指定都市の代表を加えた次の県内12団体で構成しています。

神奈川県知事、神奈川県議会議長、神奈川県市長会会長、神奈川県市議会議長会会長、神奈川県町村会会長、神奈川県町村議会議長会会長、横浜市長、横浜市会議長、川崎市長、川崎市議会議長、相模原市長、相模原市議会議長

#### **取組施策 4 自主的な市町村合併の推進等に向けた取組み**

「神奈川県市町村合併推進審議会」の答申を踏まえ、県民、市町村、議会から意見をいただきながら、県として「市町村の合併の推進に関する構想」を策定します。また、自主的な合併により政令指定都市や中核市等への移行に取り組む市町村に対して、権限、財源、人材面における総合的な支援の仕組みや、市町村が行う住民自治の拡充などへの支援を検討します。

#### **■これまでの主な成果**

- 神奈川県市町村合併推進審議会の答申を踏まえ、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想<sup>1</sup>」を2007（平成19）年10月に策定。
- 県西地域2市8町の「神奈川県西部広域行政協議会」や湘南東部地域2市1町の「湘南広域都市行政協議会」が行う広域連携の取組みを支援。
- 2度にわたる津久井郡4町との合併を経て、2010（平成22）年4月1日に相模原市が全国19番目となる政令指定都市に移行。専門知識が必要な移譲事務について県職員を派遣。

#### **■今後の取組方向**

- 市町村合併の動きが一区切りとされた中で、今後も市町村の行財政基盤を強化する必要があることから、これまでの個別市町村への支援に加え、広域連携の取組みを支援。

---

<sup>1</sup> 自主的な市町村の合併の推進に関する構想

2006（平成18）年11月の神奈川県市町村合併推進審議会の答申を踏まえ、今後の基礎自治体のあり方や市町村合併についての本県の考え方をまとめたものです。

## **取組施策5 市町村への権限移譲の推進と関与等の廃止・縮減**

一定のまとまりのある権限を包括的に市町村へ移譲する仕組み（チャレンジ市町村制度）を拡充し、県から市町村への権限移譲を着実に推進するとともに、それに必要な財源などを措置し、移譲を受けた事務を市町村が円滑に執行できるよう支援していきます。

また、市町村への県の関与等のあり方についても、見直しを進めます。

### **■これまでの主な成果**

- 市町村と調整、協議を行い、包括的権限移譲の仕組み（チャレンジ市町村制度）により、障害児福祉手当等の受給資格の認定申請の受理、有害図書類の陳列方法等に係る立入調査、特定非営利活動法人の設立認証の権限など、2007（平成19）年度から2010（平成22）年度までの4年間で計22項目の移譲を決定。
- 国の地域主権改革に伴う市町村への権限移譲の検討に機敏に対応できるよう、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」に新たに市町村の規模別に全市町村が参画する部会を設置し、実務的な検討を開始。
- 包括的権限移譲の仕組み（チャレンジ市町村制度）など従来の権限移譲の仕組みに、複数の市町村が広域連携により移譲事務を処理できる仕組みを加えるなど、権限移譲のあり方の見直しに着手。

### **■今後の取組方向**

- 事務配分における市町村優先の原則<sup>1</sup>を踏まえ、市町村への権限移譲を一層推進。
- 地域主権戦略大綱<sup>2</sup>で市町村への権限移譲を行うとされた事務について、法制化に向けた円滑な事務移譲の方策を検討するとともに、本県独自のさらなる権限移譲を推進。
- 県から市町村への権限移譲のあり方の見直しを引き続き実施。

#### <sup>1</sup> 事務配分における市町村優先の原則

基礎的な地方自治体として、県民に最も身近な行政を担当するとともに、地域における政策を総合的に推進する市町村の役割の重要性にかんがみ、県と市町村との役割分担において市町村を優先するという事務配分の原則です。神奈川県自治基本条例第17条では、この原則に基づき、市町村との役割分担及び市町村への権限移譲について定めています。

#### <sup>2</sup> 地域主権戦略大綱

地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講ずべき必要な措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する政府の取組方針を明らかにしたもので、2010（平成22）年6月に閣議決定されました。取組方針として、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」「基礎自治体への権限移譲」などを掲げています。

## **取組施策 6 国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減**

地方のことは地方が自主的、自立的に決定できるようにするため、他の自治体と連携して、地方への権限や事務・事業の移譲、国の関与の見直しなどを国に対して強く働きかけます。

### **■これまでの主な成果**

- 事務・権限移譲の一層の推進などについて、地方分権改革推進委員会が行う「勧告」への緊急提言を2008（平成20）年11月に国及び同委員会に対して実施。
- 国からの権限移譲や関与等の見直しの実績
  - ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、条例を定めることにより教育委員の定数を弾力的に増員することが可能になった。
  - ・ 消費者庁の設置に伴う特定商取引に関する法律等の改正により、電子メール広告受託事業者に対する指示等について、当該都道府県の区域内に係るものは、都道府県知事が実施可能になった。
  - ・ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部改正により、一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者に対する措置命令について、当該都道府県知事が実施可能になった。

### **■今後の取組方向**

- 県民の意思に基づく自立的な県政運営の推進に向けて、権限移譲や関与等の廃止・縮減を引き続き国に働きかけ。
- 関与等が廃止・縮減された分野において、地域の実情を反映した行政サービスの提供に向けた対応を推進。

## **取組施策 7 国の政策立案等に関する県の参画の推進**

国が地方に関わる政策の立案や制度改革等を行う場合には、地方が国と対等の関係で参画し、意見を反映させる機会を確保するよう、他の自治体とも共同して、国に対して強く働きかけていきます。

また、「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」や各種会議等を活用し、国に対して様々な政策提言等を行っていきます。

### **■これまでの主な成果**

- 「国の施策・制度・予算に関する提案」活動を毎年度実施。
- その他の国への提案
  - ・ 基地問題などについて県単独又は県内市町村等との連携による提案。
  - ・ 全国知事会「緊急雇用対策本部」の本部長として緊急雇用創出事業交付金の使途の自由度拡大について要望し、一部改善。
  - ・ 全国知事会農林商工常任委員会委員長として、農地法等の一部を改正する法律案について、地方の裁量権を狭める基準の設定などに対して反対の申入れを行い、それを阻止。
  - ・ 全国知事会などを通じ、地方に関わる制度改革や政策立案について国と地方が対等の関係で協議する「国と地方の協議の場」の設置を提案。
  - ・ 現行の地方自治法を抜本改正し、地方自治システム全体の大転換を図るため、2010（平成22）年1月、地方自治体の裁量権を広範に保障する「地方自治基本法（仮称）」の制定を提案。
- 「子ども手当の支給に要する費用の県費負担に係る意見書」を2010（平成22）年12月に国会に提出。

### **■今後の取組方向**

- 県民の意思に基づく自立的な県政運営の推進に向けて、県政運営に係る政策・制度の整備、改善等に関する国への提案・提言活動を一層推進。

## **取組施策 8 税財源の移譲実現に向けた取組み**

県民生活から見た望ましい地方税財政制度のあり方について議論し、税源配分見直しの必要性への県民の理解を深めていただきながら、国から地方へのさらなる税財源の移譲に向け、地方六団体及び他の自治体とも連携しつつ、様々な場を通じて国に対して強く働きかけを行っていきます。

### **■これまでの主な成果**

- 安定性を備えた地方税源の拡充を図るため、地方消費税の税率引上げや税源移譲などについて国に提案。
- 国と地方の税体系を抜本的に見直し、役割分担に応じた税源配分を実現することなどについて、地方分権改革推進委員会が行う「勧告」への緊急提言を2008（平成20）年11月に国及び同委員会に対して実施。
- 東京都、愛知県及び大阪府と共同で、地方法人特別税<sup>1</sup>の早期廃止と法人事業税への復元について国に対して緊急共同声明を実施。
- 全国知事会等を通じ、地方税源の充実・強化や地方交付税の復元・増額、国庫補助金改革等について国に提案。

### **■今後の取組方向**

- 国と地方の役割分担に応じ、地方が事務・事業を自主的・自立的に執行できるよう、地方消費税の税率引上げや、国と地方の税源配分<sup>2</sup>、国庫補助金や地方交付税等の見直しについて、国への働きかけを強化。

---

#### <sup>1</sup> 地方法人特別税

2008（平成20）年度の税制改正において、地方自治体間の財政力格差を是正するため、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、都道府県税である法人事業税の一部を国税化し、地方法人特別譲与税として各都道府県に配分する制度が創設されました。

#### <sup>2</sup> 国と地方の税源配分

2008（平成20）年度の国・地方間の財源配分状況をみると、最終支出ベースにおける国と地方の比率（41：59）と、租税収入の配分における国と地方の比率（54：46）が逆転しており、両者の間に大きな乖離が存在しています。また、地方歳入における地方税の収入ウエイトは約4割にとどまり、歳出規模と地方税収のギャップ（国庫支出金、地方交付税）が地域における受益と負担の関係を希薄化し、歳出増に抑止力が働きにくいとの指摘がなされています。

## **取組施策 9 課税自主権を活用した取組み**

地域のニーズに応じた行政サービスの充実と負担の公平化の観点から、課税自主権を活用した取組みを進めていきます。

また、県民の理解をより深めていただくため、様々な場を通じて情報提供や意見交換を行っていきます。

### **■これまでの主な成果**

- 水源環境保全・再生に係る個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を実施。
- 臨時特例企業税の課税（2009（平成21）年3月31日以前に終了する事業年度分まで）及び法人県民税・事業税の超過課税を実施。
- 「インベスト神奈川（神奈川県産業集積促進方策）」に係る法人事業税・不動産取得税の税率の軽減を実施。
- 「インベスト神奈川 2ndステップ（神奈川県産業集積促進方策2010）」に係る不動産取得税の税率の軽減措置を創設。
- 「EVイニシアティブかながわ」に係る電気自動車に対する自動車取得税及び自動車税の減免措置を創設。
- これらの取組みについて、各種パンフレットを作成・配布するとともに、ホームページなどを通じて情報提供。

### **■今後の取組方向**

- 地域のニーズに応じた行政サービスの充実と特定の政策目的実現の観点から、引き続き課税自主権を活用。

## **取組施策10** 自治基本条例等の制定に向けた取組み

「神奈川県自治基本条例検討懇話会」の検討結果等を踏まえ、条例の内容などについて県民、市町村、議会と幅広く意見交換を行うなど、条例の制定に向けた取組みを行っていきます。このほか、条例制定権を活用し、広域自治体としての課題等の解決に取り組みます。

### **■これまでの主な成果**

- 自治基本条例の制定に向けて、条例の第一次素案、第二次素案に対してパブリック・コメントのほか、文書による意見照会やフォーラム、出前講座など多種多様な媒体により県民や市町村からの意見募集、意見交換を実施。
- 県民主体の県政を確立するため、「神奈川県自治基本条例<sup>1</sup>」を2009（平成21）年3月に制定。
- 神奈川県自治基本条例に位置付けられた県民投票制度について検討するため、幅広い分野の委員で構成する「神奈川県県民投票制度あり方検討会」を2009（平成21）年7月に設置し、制度のあり方を検討。
- 知事の長期在任による弊害などを防止するため、「神奈川県知事の在任の期数に関する条例<sup>2</sup>」を2007（平成19）年10月に公布（未施行）。施行に当たっては、地方自治法等関係法令の改正が必要となるため、国や政党本部等に対して早期に関係法令の改正を行うよう要請。
- 現行の地方自治法を抜本改正し、地方自治システム全体の大転換を図るため、2010（平成22）年1月、地方自治体の裁量権を広範に保障する「地方自治基本法（仮称）」の制定を政府に対して提案。（再掲）

### **■今後の取組方向**

- 神奈川県自治基本条例に位置付けられた制度・手続等を着実に整備・運用。
- 神奈川県知事の在任の期数に関する条例の早期施行をめざし、首長の在任期間の制限が、地方自治体の自主性を尊重し条例に委ねられる地方分権型の制度として法制化されるよう国に働きかけ。
- 本県提案の「地方自治基本法（仮称）」のさらなる検討のため、自治行財政権をはじめとした地方自治システムの再構築に向けての調査・研究を推進。

---

#### <sup>1</sup> 神奈川県自治基本条例

地方分権改革の進展により、国から地方へ権限や財源の移譲が進む中、県が県民の視点に立った県政を一層推進するため、県政運営の基本理念・基本原則や制度・手続を規定したものです。都道府県による自治基本条例の制定は本県が全国初です。

#### <sup>2</sup> 神奈川県知事の在任の期数に関する条例

清新で活力のある県政の確保を図るとともに、知事の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生じるおそれのある弊害を防止するため、知事は、引き続き3期を超えて在任することができない旨定めたものです。

### **取組施策11 県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化**

環境問題、防災・危機管理対策、青少年の健全育成、観光、交通など、県域を越えた広域行政課題に適切に対処するため、八都県市首脳会議や山梨・静岡・神奈川三県サミットなど、近隣自治体との協調・連携を強化します。また、首都圏連合フォーラムなど、民間との連携も進めます。

#### **■これまでの主な成果**

- 九都県市首脳会議（2009（平成21）年度まで八都県市首脳会議）において、廃棄物対策、地球温暖化防止対策、ディーゼル車対策、合同防災訓練等、各都県市共同の事業を継続して実施したほか、広域防災プランのマニュアル等の整備、新型インフルエンザ対策等を実施。
- 九都県市首脳会議における本県提案により実施したもの
  - ・ 「首都圏ツーリズム基本構想」に基づく「21世紀の船出プロジェクト」の展開。
  - ・ 「花粉発生源対策10か年計画」の策定。
  - ・ 粗暴性・残虐性を有する家庭用ゲームソフトから青少年を守る取組みに係る国や業界関係団体等との協議会の設置。
  - ・ 店舗型異性紹介営業（いわゆる「出会い喫茶」）の法規制等に係る国への要請。
  - ・ 受動喫煙防止対策に係る九都県市共同キャンペーン等の実施。
- 首都圏連合フォーラムにおいて、環境問題への取組み等について民間も含めた連携の推進の宣言や環境行動宣言の採択を行うとともに、首都圏の社会資本整備に関して、国に提言。
- 関東地方知事会に「国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会」を2010（平成22）年12月に設置し、検討を開始。
- 山梨・静岡・神奈川三県サミットにおいて、「富士箱根伊豆交流圏構想」の策定、「富士山火山防災対策に関する協定」の締結（2009（平成21）年10月）を行うとともに、三県連携による観光トップセールスや国土形成計画広域地方計画への共同提案等を実施。

#### **■今後の取組方向**

- 県域を越えた広域行政課題に対応するため、国の出先機関の移管も視野に入れた新たな広域連携体制の構築をめざすなど、近隣自治体との協調・連携を一層強化。

## **取組施策12 真の地方分権改革のための道州制をめざした取組み**

全国的な道州制の議論や広域連携の実績等を踏まえ、広域自治体改革の当事者として、真の地方分権改革につながる制度改革となるよう、他の自治体とも連携しつつ、様々な場を通じて国等に対して強く働きかけていきます。

また、「神奈川県広域自治制度研究会」の検討結果等を活用して、道州制に関する情報を県民にわかりやすく提供し、意見交換などを行います。

### **■これまでの主な成果**

- 「国の施策・制度・予算に関する提案」で道州制特区推進法の対象を合併した都府県以外にも広げるよう国へ提案。
- 自民党、民主党及び公明党に対して衆議院議員総選挙の政党マニフェストに「道州制基本法（仮称）」や「道州制推進法（仮称）」などの制定を明記するよう、2009（平成21）年7月に本県を含む13道府県知事連名により提案。
- 道州制についての課題意識を共有するため、神奈川経済同友会、神奈川県経営者協会及び神奈川県商工会議所連合会とともに、道州制セミナーを2009（平成21）年1月に開催。
- 「神奈川県広域自治制度研究会<sup>1</sup>」報告書等を活用し、道州制に関する情報提供と意見交換を行うため、地方分権出前講座を開催。

### **■今後の取組方向**

- 道州制導入の具体的な検討に向けて、国への働きかけを強化。
- 道州制導入に向けた機運の醸成を図るため、道州制に関する県民の関心、議論を喚起。

<sup>1</sup> 神奈川県広域自治制度研究会

広域課題への取組みの現状と課題、道州制等の将来の広域自治体のあり方について調査・研究及び提言を行うことを目的として、2004（平成16）年6月に設置されました。

同研究会では、2006（平成18）年度までの約3年間（23回）にわたり調査・研究が行われ、2006（平成18）年12月、その検討結果を取りまとめた報告書が本県知事あてに提出されました。

### Ⅲ 点検結果のまとめ

#### ■すべての取組施策で一定の成果

点検の結果、いずれの取組施策においても、一定の成果が認められました。

具体的には、都道府県では全国初となる「自治基本条例」を制定し、県民主体の県政運営を行っていくための基本ルールを明らかにしました。

また、「県民からの政策提案制度」の創設により県政への県民参加の機会を拡大し、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」を制定して協働を一層推進するなど、住民自治の拡充を図りました。

さらに、国に対して権限・財源の移譲や関与等の廃止・縮減を強く求める一方、市町村に対しては、包括的権限移譲の仕組みに基づき、積極的に権限移譲を進めるなど、団体自治を拡充する取組みを進めました。

#### ■一方で、残された課題や環境の変化も

しかしながら、国からの権限移譲や関与等の見直しは一部にとどまり、依然として不十分な状況です。

また、市町村合併の動きが一区切りとされた中、市町村の行財政基盤を強化していくための新たな支援のあり方が求められています。

さらには、県民主体の県政の確立に向けて、自治基本条例とともに議会基本条例の趣旨を踏まえ、県民の代表機関である県議会と県知事による二元代表制の下、県政への県民の意思の反映に一層努めていくことが必要です。

加えて、現行の基本方針の策定以降、地域主権戦略大綱の閣議決定や広域行政課題の増大、市町村自治の拡充など、地域主権をとりまく環境には、変化が生じています。

#### ■取組みをさらに進めることが必要

以上のように、これまでの取組みにおいては一定の成果があったものの、残された課題や環境の変化を踏まえながら、今後、地域主権型社会を実現していくためには、これまでの取組みをさらに進めていくことが必要です。





神奈川県

政策局広域行政部広域行政課 電話(045)210-3147(直通)

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1